

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、京都農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該計画書並びに提出された意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供します。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成20年3月28日以降常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農業計画課

(産業観光局農林振興室農業計画課)